

《令和 7 年度事業》



（三浦商工会議所）住宅リフォーム助成制度のご案内

「三浦市住宅リフォーム助成制度と連動した上乗せ助成を行います」

三浦商工会議所では、会員事業所の受注促進を図るとともに、住環境の改善に寄与するため、三浦市が実施する住宅リフォーム助成事業（助成金 8 万円）を利用してリフォーム工事を当所会員に発注する交付決定者に対し、会議所が助成金を上乗せ助成します。

●助成対象

助成の対象となるのは、三浦市住宅リフォーム助成金交付（令和 7 年度分）が決定した案件で、その工事施工者が三浦商工会議所会員であるもの。

（注：未加入会員の取り扱い）

当所非会員が施工するものは本助成制度の対象にはなりません。ただし令和 7 年度に入ってリフォーム工事を実施する前に前年度及び当年度の年会費を納入し、新たに会員となったものは対象となります。

※工事（見積）を依頼する際に、当所加入状況が不明な場合は、お問合せください。また、リフォーム工事の実施時点で非会員であると助成対象となりませんので、ご注意願います。

●助成金額

助成対象工事額（消費税等を除く）	助成金
50 万円以上	1 万円
100 万円以上	2 万円

●助成金交付の手続き

- ①商工会議所の助成を受けようとする方は、市が発行した交付決定通知書の写し及び施工業者の見積書の写しを添付して、商工会議所指定の交付申請書を提出して下さい。
- ②商工会議所は、提出書類を審査、確認の上交付決定通知書を申請者に送付します。
- ③工事完了後、交付決定者は市に提出した事業成果報告書の写し（市に提出の際に、受付印押印済を受取ってください）及び領収書の写しを添えて、商工会議所指定の交付請求書を提出して下さい。
- ④商工会議所は、提出書類を審査、確認し、適正と判断したのち、交付申請者の指定口座に助成金を振り込みます。

＊助成対象工事及び対象住宅などの要件は三浦市に準じます。

☆申請関係書類は商工会議所（本所・支所）で配布いたします。

商工会議所 HP からダウンロードもできます。

<https://www.miura-cci.com/membership/item-000009.html>

お問合せ：三浦商工会議所 管理課 TEL 046-881-5111

三浦商工会議所住宅リフォーム助成金交付規程

（目的及び趣旨）

第1条 当所会員事業所の振興発展及び受注促進を図り、また結果的に三浦市の人口減少の抑制に寄与するとともに、併せて当会議所の新会員獲得、当所組織率の向上を図ることを目的として、三浦市が実施する住宅リフォーム助成金交付決定者に対し、助成金を交付する。

（助成対象）

第2条 助成の対象となるのは、三浦市住宅リフォーム助成金交付決定者が発注した施工業者が、次の各号にいずれかに該当する者とする。

- (1) 交付決定日現在において当所会員事業所で、会費を延滞なく完納していること
- (2) 交付決定日現在において当所非会員の場合は、前年度及び当該年度の会費を納入し、新たに会員となったもの

（助成金の額）

第3条 助成金の額は以下のとおりとする

助成対象工事額（消費税等を除く）	助成金
50万円以上	1万円
100万円以上	2万円

（助成金の申請）

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という）は、当所が定める交付申請書（様式1号）に、三浦市様式の三浦市住宅リフォーム助成金交付決定通知書の写し及び見積書の写しを添付し、会頭に提出しなければならない。

（助成金の交付決定の通知）

第5条 会頭は、前条の書類を審査し、助成金交付の適否及び助成金額を決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知しなければならない。

（請 求）

第6条 申請者は、交付請求書（様式3号）に三浦市に提出した実績報告書の写し及び領収書の写しを添付し、助成金の交付を請求するものとする。

（助成金の交付）

第7条 会頭は、前条の書類を審査し適正と認めたときは、速やかに交付決定者が指定する金融機関の預金口座に振込の方法で助成金を交付する。

（助成金の返還）

第8条 三浦市から助成金の返還を命じられたときは、本助成金も速やかに返還しなければならない。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか、リフォーム助成に必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

（実施の時期）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年6月1日に一部改正を行う。